

平成 29 年 1 月実施の改正事項に関する政省令公布される

改正確定拠出年金法（平成 28 年 6 月 3 日公布）の改正事項のうち、平成 29 年 1 月 1 日施行分に関する政省令が、政令は 9 月 23 日、省令は 10 月 5 日に公布された。政令委任事項を確認してみる。

■脱退一時金の支給要件

今次の改正の注目点の一つが脱退一時金の取扱いである。企業型 DC の加入者資格を喪失しても、原則すべての者が個人型 DC の加入者資格を有することになったので、老後資産作りは途切れることなく継続できるため、脱退条件が格段に厳しくなった。

脱退条件で政令委任されていた部分は、加入者資格喪失時の加入者期間と資産額で、これは「3 年以下又は 25 万円以下」となった。

これにより、個人型 DC における脱退一時金の支給要件は、以下の条件を満たすことが必要になる。

<支給要件>

- ①国民年金保険料の免除者であること
- ②障害給付金の受給権者でないこと
- ③加入者期間 3 年以下又は資産額 25 万円以下であること
- ④資格喪失後 2 年以内であること

保険料免除者とは、生活保護受給中の法定免除者、申請免除者、学生納付特例適用者または納付猶予適用者であり、これらの者のうち③の政令委任要件を満たす者が脱退できることになる。企業型年金加入者が資格喪失時に生活保護を受けることは、通常考えられないと思われるので、実質的に脱退はできないと考えていいだろう。

したがって、このことをむしろメリットと考えるべきではないか。税制優遇を受けつつ老後資産作り確定拠出年金では、必ず何らかの老後資産ができることになるからだ。

なお、企業型 DC からの脱退要件は、従来通り、資産額が 1 万 5 千以下の場合である。

<経過措置>

個人型 DC 及び企業型 DC の加入者でなくなった日が、平成 28 年 12 月 31 日以前の者には、現行制度の脱退一時金の支給要件が適用される。

■ 拠出限度額

企業型 DC 実施会社においても個人型 DC の実施が可能となったことから、同時実施の場合に企業型年金の拠出限度額が調整されること、さらに確定給付型の企業年金 (DB) を実施している場合にも調整されることになり、その額 (年額) が政令委任されていた。

(太文字が新規政令事項)

● 企業型 DC の拠出限度額	DB 無し	個人型 DC 未加入者	66 万円
		個人型 DC 加入者	42 万円
	DB 有り	個人型未加入者	33 万円
		個人型加入者	18.6 万円
● 個人型 DC の拠出限度額	第 1 号加入者		81.6 万円
	民間第 2 号加入者 (個人型のみ)		27.6 万円
	民間第 2 号加入者 (DB 有り)		14.4 万円
	民間第 2 号加入者 (企業型、DB 有り)		14.4 万円
	民間第 2 号加入者 (企業型有り)		24 万円
	公務員第 2 号加入者		14.4 万円
	第 3 号加入者		27.6 万円

■ 企業型、個人型併用時の運営管理業務

企業型 DC 加入者が個人型 DC に加入する場合、運営管理機関は別々になることがある。その場合、運営管理業務のうち「運用指図のとりまとめ」及び「給付を受ける権利の裁定」はそれぞれの運営管理機関が行うことになる。